



▽道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す

▽道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

◎事務簡捷の爲にする命令の規程改正の件

六月四五六の三日に互り内務省で開催せられた土木主任官會議に附議せられた命令の規定改正案は道路法ニ基ク命令ノ規定改正ノ件、軌道法ニ基ク命令ノ規定改正ノ件、土地收用法第四十六條ニ依ル合同收用審査會ニ關スル件であつた。其の全文は左の通である。

◎道路法第十八條ノ規定ニ依リ管理者ヲ定ムル件  
中改正勅令案

大正八年勅令第四百七十二號道路法第十八條ノ規定ニ依リ管理者ヲ定ムル件中左ノ通改正ス

第一條 行政區劃ノ境界ニ係ル道路ニ付道路法第十八條第一項ノ規定ニ依リ關係管理者方其ノ一ヲ以テ管理者ト爲ス必要アリト認ム

ルトキハ關係管理者ノ協議ニ依リ管理者ト爲ルヘキ者及其ノ管理スヘキ區間ヲ定ムヘシ協議調ハサルトキハ關係管理者タル行政廳ヲ併セテ監督スル行政官廳ノ指揮ヲ請フヘシ

第二條 道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌル場合ニ於テ道路法第十八條第二項ノ規定ニ依リ道路管理者又ハ工作物管理者方其ノ一ヲ以テ道路及工作物ノ管理者ト爲ス必要アリト認ムルトキハ道路管理者及工作物管理者ノ協議ニ依リ管理者ト爲ルヘキ者及其ノ管理スヘキ區間ヲ定ムヘシ協議調ハサルトキハ道路管理者及工作物管理者ヲ併セテ監督スル行政官廳ノ指揮ヲ請フヘシ監督官廳タル主務大臣異ルトキハ關係主務大臣ノ指揮ヲ請フヘシ

第三條ニ左ノ一項ヲ加フ

前二條ノ規定ニ依リ協議ニ依リ管理者ヲ定メタルトキハ監督行政官廳ニ報告スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎道路維持修繕令中改正省令案

道路維持修繕令中左ノ通改正ス  
第十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項第一號及第二號ノ場合ニ於テハ伐採シタル竝木及道路ニ必要ナル樹木ノ位置、種類、員數價格並伐採ノ事由ヲ具シ六ヶ月毎ニ之ヲ監督官廳ニ報告スヘシ

第十六條中「監督官廳ノ認可ヲ得テ」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎道路費國庫補助規程中改正省令案

道路費國庫補助規程中左ノ通改正ス

第二條 第三條及第四條中「道路會議ノ諮問ヲ經テ」ヲ削ル

第九條 道路管理者工事ヲ竣功シタルトキハ内務大臣ニ竣功ノ認定

ヲ申請スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎道路法第五十二條但書ノ規定ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セサル件中改正省令案

大正九年三月内務省令第六號 道路法第五十二條但書ノ規定ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セサル件中左ノ通り改正ス

第一條中左ノ如ク改ム

第五號中「道路又ハ道路ノ」ヲ「國道、内務大臣ノ指定スル府縣

道又ハ其ノ」ニ改メ第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五ノ二 内務大臣ノ指定スル府縣道以外ノ府縣道又ハ其ノ附屬物

ノ新設又ハ改築ヲ爲スコト

九 道路法第二十三條ノ規定ニ依リ下級行政廳又ハ私人ヲシテ道

路若ハ其ノ附屬物ノ修繕ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ維持ヲ爲

サシムルコト

第十號ヲ削ル

十二 道路法第二十五條ノ規定ニ依リ他ノ工事ヲ執行スルコト

十五 道路法第二十八條ノ規定ニ依リ道路ノ占用料ヲ徵收スルコ

ト

十七 道路法第三十八條ノ規定ニ依リ費用ヲ負擔セシムルコト

十七ノ二 道路法第三十九條及第四十條ノ規定ニ依リ負擔ニシテ

監督官廳ノ認可ヲ得タル標準ニ依ルモノ

十八 道路法第四十一條ノ規定ニ依リ費用ヲ負擔セシムルコト

第二條ヲ削ル

第三條中左ノ如ク改ム

第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

二ノ二 地方長官ノ指定スル道路以外ノ道路又ハ道路ノ附屬物ノ

新設又ハ改築ヲ爲スコト

第三號第四號中「主務大臣、府縣知事又ハ郡長」ヲ「主務大臣又

ハ府縣知事」ニ改ム

第四號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

四ノ二 非常災害又ハ從來ノ慣行アル場合ニ於テ道路法第二十三

條ノ規定ニ依リ私人ヲシテ道路又ハ其ノ附屬物ノ修繕ニ關スル工

事ヲ執行セシメ若ハ維持ヲ爲サシムルコト

四ノ三 道路法第二十五條ノ規定ニ依リ他ノ工事ノ執行ニシテ他

ノ工事ニ關シ法律勅令ニ基キ許可、認可又ハ承認ヲ要セサルモノ

第七號中「國、府縣又ハ郡」ヲ「國又ハ府縣」ニ改メ第七號ノ次

ニ左ノ二號ヲ加フ

七ノ二 道路法第三十八條ノ規定ニ依リ第四號ノ二ニ要スル費用

ヲ負擔セシムルコト

七ノ三 道路法第四十一條ノ規定ニ依リ他ノ工事ニ關スル費用ヲ

道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ負擔セシムルコト

八 第一條第三號、第四號、第六號、第十三號、第十四號、第十七號ノ二又ハ第十九號ノ規定ニ該當スルモノ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎道路法第六十二條ノ規定ニ依ル不用物件等ノ管理及處分ニ關スル件中改正省令案

大正八年勅令第四百七十四號道路法第六十二條ノ規定ニ依ル不用物件等ノ管理及處分ニ關スル件中左ノ通改正ス

第二條ニ左ノ但書ヲ加ヘ同條第二項ヲ削ル

但シ道路ノ附屬物ヲ構成シタル物件ニ關シテハ之ヲ十五日迄短縮スルコトヲ得

第五條中「監督官廳ノ認可ヲ得テ」ヲ「協議ニ依リ」ニ改メ交付ノ割合ヲ定ムヘシノ次ニ「協議調ハサルトキハ監督官廳ノ指揮ヲ請フヘシ」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎道路元標ニ關スル件中改正省令案

大正十一年八月内務省令第二十號道路元標ニ關スル件中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條中「監督官廳ノ認可ヲ得テ」ヲ削ル

◎軌道ニ關スル事項

一 軌道法施行規則（大正十二年十二月、内務鐵道省令）

工事施行ノ認可ヲ受ケタル後線路及工事方法書ノ記載事項ヲ變更スル場合ニ於テ左ニ掲ケタルモノハ認可ヲ受クルコトヲ要セス届出ヲシムルコトニ改メムトス

a 併用軌道ニ於ケル橋梁溝橋及墜道ノ廢止

b 枕木敷設間隔ヨリ小ナル經間ノ溝橋ニ關スル工事

c 軌條（附屬品ヲ含ム）重量ノ増加

d 枕木ノ寸法ヲ増大シ又ハ枕木ノ敷設間隔ヲ縮少スル工事

e 渉線ニ關スル工事（既認可ノ轉轍器又ハ轍又ヲ使用スル場合）

f 併用軌道ニ於ケル停留場又ハ信號所ノ名稱變更

g 客車又ハ貨車ノ車體外部構造ノ輕微ナル變更ニシテ車輛ノ主要寸法ニ變化ヲ生セサルモノ

h 車輛ノ廢止

i 車庫ニ關スル工事

j 併用軌道ニ於ケル中央柱ヲ側柱ニ變更

k 併用軌道ニ於ケル臨時停留場ノ新設

l 併用軌道ニ於ケル停留場ノ建造物ニ關スル工事

m 曲線ノ半徑ヲ變更シテ之ヲ長カラシムルトキ又ハ五十呎迄之ヲ短縮スルトキ

n 線路ノ勾配百分ノ一ヨリ急ナラサル箇所ニ於ケル停車場中心哩程ノ變更カ市街地又ハ家屋稠密ノ地ニ在リテハ一鎖以內其

ノ他ノ地ニ在リテハ五鎖以內ノ變更

o 道床ニ關スル工事

二 軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件（大正十二年

十二月、内務鐵道省令）

左ニ掲ケタル事項ハ地方長官ニ委任セムトス

八五

(イ) 併用軌道ニ於ケル曲線半徑ヲ長カラシムルトキ若ハ五十呎迄短縮スルトキ

(ロ) 軌道面ノ高低ノ變更ニシテ併用軌道ニ在リテハ三呎以内ナルトキ

(ハ) 軌道法施行規則第八條第三號ノ變更

(ニ) 延長三十呎以下ノ橋梁若ハ溝梁ニ關スル工事及認可ヲ得タル設計ト同一設計ニ依ル隧道ニ關スル工事

(ホ) 踏切道ニ關スル工事

(ヘ) 併用軌道ニ於ケル停留場ノ廢止

(ト) 使用期限六ヶ月ヲ超エサル假設工事

(チ) 饋電ニ關スル工事

◎土地收用法第四十六條ニ依ル合同收用審査會ニ關スル件中改正勅令案

明治三十三年勅令第百一號 土地收用法第四十六條ニ依ル合同收用審査會ニ關スル件中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 合同收用審査會ヲ開カムトスルトキハ關係地方長官協議ヲ爲スヘシ協議調ハサルトキハ内務大臣ノ指揮ヲ請フヘシ



自動車道路問題

來年度豫算編成時期迫つて自動車道路問題擡頭す、地方交通の實際に必要な道路を選擇し、自動車及安全に迅速に通行するやう道路改良の爲、國庫が助成して補助を與へる案である。

現在自動車が行する道路を、より一層完全にして自動車固有の能率を發揮せしむる改良主義と、道路を新に設けて鐵道以上の經濟價値を發揮せしむる建設主義とを折衷し、適當な道路網を構成して交通の利便に供する、何より結構な計畫である。

財政の緊縮固より結構であるが、唯た袖手傍觀、當然利益を擧げ得べき事業を興さず、尙緊縮を高調するは政府に責務感が無いとも言へる、政友會内閣は兎角の批評と批難を受けたが、隨分觀るべき多くの事業を残した、曰く鐵道、曰く港灣治水と地方に行けば隨喜の涙に咽び居るものも尠くない、現内閣は形式二派協調で實質憲政會内閣である、消極政策一點張りでは後世に残す何物もない、失業者救済、農村救済の緊急問題は、如何に消極主義の内閣でも解決せねばなるまい。

夫れに行き詰つた鐵道政策の挽回もある、是等總てを解決するのは自動車問題に限る。憲政會の爲に否な國家愛の爲に、本事業の達成を希望して已まない。(た)